

大麻草の栽培の規制に関する法律に基づく「申請に対する処分」に係る審査基準及び標準処理期間 新旧対照表

改正後	現行
<p style="text-align: center;">大麻草の栽培の規制に関する法律に基づく 「申請に対する処分」に係る審査基準及び標準処理期間</p> <p>凡例 法；<u>大麻草の栽培の規制に関する法律</u>（昭和23年法律第124号）</p> <p><u>（削る）</u></p> <p>1 <u>第一種大麻草採取栽培者免許証再交付（法第7条第3項）</u>については、次のとおりとする。 *標準処理期間 25日（内経由日数 15日）</p> <p><u>（削る）</u></p>	<p style="text-align: center;">大麻取締法に基づく 「申請に対する処分」に係る審査基準及び標準処理期間</p> <p>凡例 法；<u>大麻取締法</u>（昭和23年法律第124号）</p> <p>1 <u>大麻取扱者免許（法第5条第1項）</u>については、次のとおりとする。 *審査基準 1）<u>法第5条第2項による他、大麻取扱者の免許については、従来の経歴、研究成果等その他指定の適格性の有無について十分調査したうえで、これまでの研究等認められた範囲であること。</u> 2）<u>大学での研究や取締機関による鑑定のための研究等これまでの研究内容と違う申請がなされたときは、厚生労働省と協議したうえで問題がないと認められたときとする。</u></p> <p>*標準処理期間 新規 40日（内経由日数は次のとおり） 県保健福祉環境事務所 20日 政令市 15日 継続 75日（内経由日数 30日）</p> <p>2 <u>大麻取扱者免許証再交付（法第10条第6項）</u>については、次のとおりとする。 *標準処理期間 25日（内経由日数 15日）</p> <p>3 <u>大麻持出しの許可（法第14条）</u>については、次のとおりとする。 *審査基準 <u>法第14条に基づく大麻の持出しの許可は、大麻栽培者が繊維又は種子を採取する目的で、共同出荷等栽培地外へ持ち出す必要が生じたときとする。</u></p> <p>*標準処理期間 40日（内経由日数 15日）</p>